

平成24年 第3回臨時会

浪江町議会会議録

平成24年4月19日 開会

平成24年4月19日 閉会

浪江町議会

平成24年第3回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（4月19日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
副町長あいさつ	5
執行部幹部職員及び議会事務局職員の紹介	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
諸般の報告	7
承認第1号～議案第37号の一括上程、説明	7
承認第1号の質疑、討論、採決	2 1
承認第2号の質疑、討論、採決	2 1
承認第3号の質疑、討論、採決	2 2
承認第4号の質疑、討論、採決	2 2
承認第5号の質疑、討論、採決	2 5
議案第35号の質疑、討論、採決	2 6
議案第36号の質疑、討論、採決	3 2
議案第37号の質疑、討論、採決	3 3
閉会の宣告	3 3

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成24年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成24年4月11日

浪江町長 馬 場 有

- 1 期 日 平成24年4月19日（木） 午前9時
- 2 場 所 福島県二本松市本町1丁目60番地2
安達地方広域行政組合 自治センター
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
(双葉北地区心身障害児就学指導審議会共同設置規約の一部改正について)
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて
(双葉地区学校結核対策委員会共同設置規約の一部改正について)
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度浪江町一般会計補正予算（第9号）)
 - (4) 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町税条例の一部改正について)
 - (5) 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町国民健康保険税条例の一部改正について)
 - (6) 浪江町復興ビジョンの策定について
 - (7) 浪江町監査委員条例の一部改正について
 - (8) 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第1号）

○応招・不応招議員

応招議員（20名）

1番	愛	澤		格	君	2番	山	崎	博	文	君
3番	山	本	幸一	郎	君	4番	吉	田	数	博	君
5番	若	月	芳	則	君	6番	横	山	精	一	君
7番	渡	邊	文	星	君	8番	泉	田	重	章	君
9番	橋	爪	光	雄	君	10番	田	尻	良	作	君
11番	渡	部	貞	信	君	12番	鈴	木	辰	行	君
13番	佐	藤	文	子	君	14番	紺	野	榮	重	君
15番	佐々	木	恵	寿	君	16番	小	黒	敬	三	君
17番	勝	山	一	美	君	18番	三	瓶	宝	次	君
19番	佐々	木	英	夫	君	20番	馬	場		績	君

不応招議員（0名）

第 3 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成24年第3回浪江町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成24年4月19日(木曜日)午前9時開議

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて
(双葉北地区心身障害児就学指導審議会共同設置規約の一部改正について) |
| 日程第 5 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて
(双葉地区学校結核対策委員会共同設置規約の一部改正について) |
| 日程第 6 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度浪江町一般会計補正予算(第9号)) |
| 日程第 7 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町税条例の一部改正について) |
| 日程第 8 | 承認第 5号 | 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町国民健康保険税条例の一部改正について) |
| 日程第 9 | 議案第35号 | 浪江町復興ビジョンの策定について |
| 日程第10 | 議案第36号 | 浪江町監査委員条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第37号 | 平成24年度浪江町一般会計補正予算(第1号) |

出席議員（18名）

1番	愛澤格君	2番	山崎博文君
3番	山本幸一郎君	4番	吉田数博君
5番	若月芳則君	7番	渡邊文星君
8番	泉田重章君	9番	橋爪光雄君
10番	田尻良作君	12番	鈴木辰行君
13番	佐藤文子君	14番	紺野榮重君
15番	佐々木恵寿君	16番	小黒敬三君
17番	勝山一美君	18番	三瓶宝次君
19番	佐々木英夫君	20番	馬場績君

欠席議員（2名）

6番	横山精一君	11番	渡部貞信君
----	-------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	山内清隆君
総務課長	根岸弘正君	復興推進課長	谷田謙一君
町民税務課長	大浦泰夫君	災害対策課長	岩野壽長君
産業・賠償対策課長	高倉敏勝君	復旧事業課長	鈴木敏雄君
健康保険課長兼津島支所長 兼津島診療所事務長	紺野則夫君	福祉こども課長	星光美君
生活支援課長	中田喜久君	会計管理者兼出納室長	島田龍郎君
教育委員会教育次長	屋中茂夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	宮口勝美	書記	中野夕華子
-------	------	----	-------

○議長（吉田数博君） 東日本大震災以来1年1カ月と8日が過ぎました。

第3回臨時会開会に先立ち、今回の災害により犠牲となられた方々に対し、皆様とともに哀悼の意を込め黙とうを捧げたいと思います。

ご起立をお願いいたします。黙とう。

[黙とう]

○議長（吉田数博君） ありがとうございます。ご着席ください。

◎副町長あいさつ

○議長（吉田数博君） 副町長のあいさつと執行部幹部職員の紹介を副町長よりお願いを申し上げます。

○副町長（檜野照行君） 4月1日付けで副町長を拝命いたしました檜野照行と申します。微力ではありますが、議会の皆様方のご協力とご指導、ご鞭撻賜りながら、浪江町の復興に向けて進みたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

◎執行部幹部職員及び議会事務局職員の紹介

○副町長（檜野照行君） 私のほうから平成24年新体制の幹部職員の紹介を申し上げます。

総務課長、根岸弘正。

○総務課長（根岸弘正君） よろしくお願ひします。

○副町長（檜野照行君） 復興推進課長、谷田謙一。

○復興振興課長（谷田謙一君） よろしくお願ひいたします。

○副町長（檜野照行君） 災害対策課長、岩野壽長。

○災害対策課長（岩野壽長君） よろしくお願ひします。

○副町長（檜野照行君） 町民税務課長、大浦泰夫。

○町民税務課長（大浦泰夫君） よろしくお願ひします。

○副町長（檜野照行君） 福祉こども課長、星光美。

○福祉こども課長（星光美君） よろしくお願ひします。

○副町長（檜野照行君） 健康保険課長、紺野則夫。

○健康保険課長（紺野則夫君） よろしくお願ひします。

○副町長（檜野照行君） 教育次長、屋中茂夫。

○教育次長（屋中茂夫君） よろしくお願ひします。

○副町長（檜野照行君） 会計管理者、島田龍郎。

○会計管理者（島田龍郎君） よろしくお願ひいたします。

○副町長（檜野照行君） 復旧事業課長、鈴木敏雄。

- 復旧事業課長（鈴木敏雄君） よろしくお願ひいたします。
 - 副町長（檜野照行君） 産業・賠償対策課長、高倉敏勝。
 - 産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） よろしくお願ひいたします。
 - 副町長（檜野照行君） 生活支援課長、中田喜久。
 - 生活支援課長（中田喜久君） よろしくお願ひします。
 - 議長（吉田数博君） 続いて議会事務局長より事務局職員をご紹介をお願ひいたします。
 - 議会事務局長（宮口勝美君） それでは議会事務局職員のご紹介を申し上げます。
次長の岩野善一です。
 - 議会事務局次長（岩野善一君） よろしくお願ひいたします。
 - 議会事務局長（宮口勝美君） 主任主査の中野夕華子です。
 - 議会事務局主任主査（中野夕華子君） よろしくお願ひいたします。
 - 議会事務局長（宮口勝美君） 事務局長の宮口勝美です。よろしくお願ひいたします。
-

◎開会の宣告

- 議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員は18人であります。
定足数に達しておりますので、平成24年第3回浪江町議会臨時会を開会いたします。
なお、6番、横山精一君、11番、渡部貞信君より欠席する旨の届出が出されております。

（午前 9時06分）

◎開議の宣告

- 議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、12番 鈴木辰行君、13番 佐藤文子君、14番 紺野榮重君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思
います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定いたしました。
-

◎諸般の報告

- 議長（吉田数博君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議長としての報告事項は、印刷してお手元に配布しておきました
ので、ご了承願います。

町長より発言を求められておりますので、発言を許します。

町長。

- 町長（馬場 有君） 平成24年浪江町議会3月定例会において提出し
ました議案につきまして、字句等の誤り、数字等の間違いがありま
したことをこの場をおかりいたしましてお詫びを申し上げます。

今後、議案の提出にあたっては、議案内容の再確認、精査を行い、
誤った議案を提出することのないよう厳に注意してまいりますの
で、ご理解とご了承いただきますようお願い申し上げます。

◎承認第1号～議案第37号の一括上程、説明

- 議長（吉田数博君） お諮りいたします。日程第4、承認第1号から
日程第11、議案第37号までを一括議題としたいと思いますが、ご異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって日程第4、承認第1号から日程第11、議案第37号までを一
括議題といたします。

日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（双
葉北地区心身障害児就学指導審議会共同設置規約の一部改正につい
て）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（馬場 有君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることにつ
いて（双葉北地区心身障害児就学指導審議会共同設置規約の一部改
正について）ご説明を申し上げます。

本案は、浪江町教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴い、双

葉北地区心身障害児就学指導審議会の事務局を教育総務課内から教育委員会事務局内に改正するため、双葉北地区心身障害児就学指導審議会共同設置規約の一部改正についてを専決処分したので、これを報告し承認を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（双葉地区学校結核対策委員会共同設置規約の一部改正について）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、浪江町教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴い、双葉地区学校結核対策委員会の事務局を教育総務課内から教育委員会事務局内に改正するため、双葉地区学校結核対策委員会共同設置規約の一部改正についてを専決処分したので、これを報告し承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成23年度浪江町一般会計補正予算（第9号）について専決処分したので、これを報告し承認を求めるものであります。

内容は、震災復興特別交付税などが確定したことにより、平成23年度予算の整理を行ったものであります。

歳入の主なものは、震災復興特別交付税19億39万1,000円を増額し、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金1億279万9,000円、電源立地地域対策交付金1億4,442万7,000円を減額するものであります。

歳出の主なものは、各事業費の精算のほか浪江町復旧・復興基金積立金23億1,152万7,000円を増額するものであります。

詳細については、総務課長が説明します。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それでは事項別明細書により、ご説明申し

上げます。7ページをお開きいただきたいと思います。

歳入であります。款1町税の中の日1個人であります。滞納繰越分で7,150万円の補正増であります。これは町民税の特別徴収にかかる滞納繰越分の増額ということでございます。

次に、款2地方譲与税、目1自動車重量譲与税であります。これは3月30日に交付決定があったため、今回362万6,000円の減額をするものでございます。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。款4配当割交付金、今回の補正額が128万6,000円の補正増でございます。これも3月27日に交付決定があったことに伴う補正増でございます。

款6地方消費税交付金、目1地方消費税交付金でございます。1,122万円の補正増でございます。これは、3月22日に交付決定があったため、確定による補正増ということでございます。

次に、款8自動車取得税交付金であります。今回の補正額は337万円の補正減でございます。これは3月21日に交付決定のための確定による減額ということでございます。

次に、款10地方交付税であります。目1地方交付税、今回の補正額は20億3,537万8,000円でございます。内訳としまして、特別地方交付税、これは通常の3月交付金であります。1億3,498万7,000円の補正増でございます。

次に、震災復興特別交付税19億39万1,000円の補正増であります。これは町税の地方税法あるいは条例に基づく減免、減収に係る補てん分、あるいは使用料、手数料の減免に係る補てんということで3月28日に交付決定があったための補正増でございます。

次に、款14国庫支出金、目2教育費国庫負担金であります。392万9,000円の補正減、公立学校施設災害復旧事業費、これは国庫負担金から国庫補助金への組み替えということでございます。

次に、項2国庫補助金の目4教育費国庫補助金、小学校費国庫補助金で150万1,000円、中学校費国庫補助金で242万8,000円ということで負担金から補助金への組み替えということでございます。

次に、10ページになります。目5総務費国庫補助金でございます。今回の補正額が1,426万3,000円であります。市町村行政機能応急復旧補助金ということで、行政機能を復旧するための補助金の確定ということでございます。

次に、款15県支出金になります。目2民生費県補助金の中の節2児童福祉費県補助金になります。201万9,000円の補正減でございます。福島県安心こども基金保育料減免事業補助金でございます。これは実績によるものでございまして、補正後は2,798万1,000円とな

るものでございます。次に、節3災害救助費等県補助金1,623万2,000円の補正増でございます。福島県応急仮設住宅維持管理事業補助金ということで、これは仮設住宅の集会所あるいは談話室の光熱水費等、さらに浄化槽、受水槽、街灯等の電気料等に係る補助金でございます。

次に、目4労働費県補助金でございます。節1労働費県補助金で588万円の補正減でございます。緊急雇用創出基金事業費の実績に伴うものでございます。

8の教育費県補助金1億279万9,000円の補正減でございます。被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金ということで、原発避難者特例法の関係によりまして、避難先での就学援助等を行ったためでございます。

目10電源立地地域対策交付金であります。1億4,442万7,000円の補正減でございます。電源立地地域対策交付金がございまして、これは線量計の関係で計上しておりましたが、今回減額補正をするものでございます。

目11原子力広報安全等対策交付金であります。246万6,000円の補正減であります。これはサーベイメーターの実績に伴う減額でございます。

次に、12ページになります。歳出になります。款6総務費、目5財産管理費であります。償還金利子及び割引料で347万5,000円。きめ細かな交付金返還金ということで5事業を申請しておりましたが、3事業が中止。また、その2事業について、今回の原発事故による避難のために事務をできなかったということでの返還でございます。

目6企画費でございます。25の積立金で、23億1,152万7,000円でございます。浪江町復旧・復興基金積立金でございます。これは特別交付税あるいは今回の補正減額に伴う不用額分を積立するものでございます。年度末の基金残高見込みにつきましては、40億9,236万1,000円でございます。

次に、目24仮庁舎管理費であります。節12役務費で500万円の補正減、通信運搬費の減でございます。これは実績に伴う減額でございます。

次に、款3民生費、目1社会福祉費総務費の中の19負担金補助及び交付金420万円の補正減、20扶助費420万円の補正増ということで、これは組み替えになります。個人への助成によるということで、19負担金補助及び交付金から20扶助費へ組み替えをするものでございます。

目8災害救助費、節11、需用費で2億4,749万1,000円の補正減でございます。消耗品費ということで線量計について今回補正減を行うということでございます。次に節12役務費であります。今回2,000万円の補正減でございます。手数料の確定に伴う減額でございます。節18備品購入費で246万5,000円の補正減でございます。これは請差による減額でございます。19負担金補助及び交付金2,250万円の補正減でございます。要保護及び準要保護児童援助費の町負担分でございます。原発避難者特例法に伴う減額でございます。20、扶助費、1億470万4,000円の補正減でございます。これについても同じでございます。

次に、14ページになります。目6奨学資金貸付事業費で244万8,000円の補正減でございます。実績に伴う減額でございます。

次に、幼稚園費になります。目2幼稚園振興費で2,488万9,000円の補正減でございます。これは幼稚園就園奨励費実績に伴う補正減でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、浪江町税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分したので、これを報告し承認を求めるものであります。

内容は、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の改正を行ったものです。

詳細については、町民税務課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） それでは承認第4号 浪江町税条例の一部改正について、資料の新旧対照表によりご説明いたします。

1ページをお開きください。第36条の2、住民税の申告にかかるものですが、年金所得者の申告手続きの簡素化の観点から、公的年金等に係る所得のみの者が寡婦及び寡夫控除等を受けようとする場合の申告書の提出を不用とする改正であります。

2ページをお開きください。附則第10条の2、固定資産税の改正

ですが、法律の定める範囲内で地方公共団体が特例措置の内容を条例で定めることができる、通称「わがまち特例」が創設されたことに伴い、浪江町における率を4分の3と定めるものであります。

3ページをお開きください。3ページから7ページにつきましては、附則第11条から第15条の第2項まで平成24年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地にかかる各年度分の固定資産税及び特別土地保有税の負担調整措置について、現行制度を平成26年度まで延長するものでございます。

ただし、住宅用地に係る据置措置については、平成24年度から平成25年度については、負担水準90%以上の住宅用地について、経過措置を講じたうえで、平成26年度に廃止することになります。

8ページをお開きください。附則第21条の2、図書館、博物館、幼稚園を設置する一般社団・財団法人に係る固定資産税等の非課税措置を受けるための提出書類を規定したものであります。

9ページをお開きください。9ページから11ページにつきましては、附則第22条の2から附則第23条まで、東日本大震災による税制上の対応を規定したものでございます。

被災住宅等の敷地の譲渡期限を現行3年から7年に延長して、譲渡所得の課税の特例等を適用するものであります。

居住用財産の買い換えにおいて、平成22年1月1日から平成23年3月11日までの間に資産の譲渡をした場合に、東日本大震災を理由として買い換え資産の取得が困難となった時には、その取得期間を平成25年12月31日まで延長して、居住用財産買い換えに係る課税の特例を適用します。

また、確定優良住宅地の造成等のための土地等の譲渡において、要件にかかる期間が平成23年12月31日までである場合に、これを理由に当該要件を満たすことが困難なときは、平成25年12月31日まで期間を延長して譲渡所得の課税の特例を適用します。

住宅借入金特別税額控除、住宅ローン控除でございますが、控除の適用を受けており、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった被災住宅においては、残りの控除対象期間を引き続き適用を受けることができます。

また、被災住宅以外に新たに住宅を取得された場合には、双方を対象として住宅ローン控除の適用を受けることができます。

ただいま説明しました以外の改正条項につきましては、地方税法等の改正に伴う項ずれ等の整理となっております。

この改正条例は、平成24年4月1日から施行するものです。

ただし、第36条2第1項ただし書きの改正規定は、平成26年1月

1日から施行となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第8、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、浪江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分したので、これを報告し承認を求めるものであります。

内容は、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される。特に喫緊の課題に対応するため、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の改正を行ったものです。

詳細については、町民税務課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） それでは承認第5号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について、資料の新旧対照表によりご説明をいたします。

附則第15項のについてですが、東日本大震災による税制上の対応を規定したものでございます。

承認第4号で説明いたしました被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長について規定したものであります。国民健康保険税の課税基準にかかわってくるための改正となります。

この改正条例については、平成24年4月1日から施行するものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第9、議案第35号 浪江町復興ビジョンの策定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第35号 浪江町復興ビジョンの策定についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災及び原子力災害から、復興・復旧に向けた浪江町の展望を示すため、町民を主体とする「浪江町復興検討委員会」からの提言を受け、「みんなでともに乗り越えよう、私たちの暮らしの再生に向けて」を復興理念とする「浪江町復興ビジョン」を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、復興推進課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは議案第35号 浪江町復興ビジョンの策定についてをご説明いたします。

浪江町復興検討委員会を8回開催いたしまして、復興有識者会議を4回開催しております。3月27日に町長に提言されております。

策定に当たりましては、復興に関するアンケート調査、復興町民懇談会、子供向けアンケート、パブリックコメントを踏まえて策定しており、政策調整会議、庁議で最終決定し、議会の議決を得て決定するものであります。

それでは、1ページをお開きください。目次でありまして、復興ビジョンの概要が3ページから7ページまで、復興ビジョン策定にあたってが9ページから23ページまで、復興理念と基本方針が25ページから27ページまで、復興までの道筋が29ページから35ページまで、復興ビジョンに基づく復興計画での取組みの方向性が37ページから58ページまで、参考資料が59ページから64ページまで、将来のなみえを担う子どもたちへが65ページとなっております。

4ページをお開きいただきます。復興ビジョンの概要、復興ビジョンの基本的な考え方がありますが、復興ビジョンは、町として本災害にどのように対応していくか、今後の展望を示すもの。

2つ目として、この問題を克服するため、国に要望する根拠となるもの。

3つ目として、町民一人ひとりの暮らしの再建のため、町全体で力を合わせる目標であり、復旧復興すべきものの最優先は、一人ひとりの暮らしの再建であり、今後どこに住んだとしても心の拠り所としてのふるさとを再生を成し遂げることが必要です。

暮らしを取り戻すためには、一つだけの解決ではなく必要なものはセットで取り組まないと課題は解決できなく、国全体で分かち合い、国全体で取り組むことで解決が可能になります。

災害を乗り越えるという意思がある限り、必ず乗り越えられます。私たちは復興をあきらめない決意するものであります。

復興の理念であります、「みんなでともに乗り越えよう、私たちの暮らしの再生に向けて」です。町単独でなく、我が国全体で災害に向き合う。町民・事業者・行政が一体となって復興にあたります。

最優先に復興すべきは、一人ひとり暮らしの再建、子供達の願いを受け止め、子供達の心のふるさとをなくさないことです。

基本方針ですが、1つとしてすべての町民の暮らしを再建する。

どこに住んでも浪江町民で、復旧・復興の第一は、町民の暮らしの再建で、どこに住んでいようとも、今後どこに住んだとしても、幸せな暮らしを取り戻せるよう取り組んでいきます。

2つとして、ふるさとなみえを再生するで、何年かかってもしっかりとした姿で再生させていきます。

3つとして、被災経験を次代や日本に生かすで、災害を繰り返させないため脱原発、エネルギー自給自足のモデル地域の実現を目指します。

6ページをお開きください。短期・中期・長期の3段階による復興のイメージですが、特に短期を重点化しております。すべての町民の暮らしの再建には、短期ビジョンでは、避難生活環境の改善、町外でも安心して暮らせる環境づくり、新たな居住の場の確保により、避難生活を改善します。中期ビジョンでは、すべての町民の生活の安定を目指します。長期ビジョンでは住んでいる場所にかかわらず、すべての町民が幸せな暮らしを取り戻せるように取り組んでいきます。

ふるさとの再生ですが、短期ビジョンでは、除染やインフラ復旧によるインフラ復旧によるふるさとの再生に着手し、希望者の低線量地域への帰町を実現いたします。中期ビジョンでは、本格除染、インフラ復旧の拡大などふるさとの再生を本格化します。長期ビジョンでは、若者が集まるまちづくりを推進し、ふるさとの再生を実現します。復興のイメージですが、分散している避難状況を改善するために、集約した町外コミュニティで安心して暮らせるようにしていき、その上でふるさとの浪江の再生を進め、帰町できるような環境を整えていきます。責任ある主体による暮らしの再建とふるさとの再生の実現では、国全体で解決する問題であり、事故責任者の東京電力、エネルギー政策の責任者である国が自らの責任と役割を果たすべきとしております。

10ページをお開きください。復興ビジョンの策定にあたって、でありまして、はじめに復興ビジョンとは、東日本大震災と原子力災害の避難によって、当たり前の日常や幸せなどが奪われました。事故収束、汚染状況、賠償など今後の見通しが立っておりません。

これらは、本来、国や解決策を示すべき問題ですが、政府方針の遅れなど、国の動きを待つだけでは解決しない状況で、制約はあっても町が考え、国に要求していくことが必要です。

復興ビジョンは、今後の展望を示すもの、国に要求する根拠となるものです。

12ページをお開きください。復興ビジョンの位置づけと復興計画

への移行についてであります。復興ビジョンは、奪われたもの、取り戻すべきものを示したもので、復興の理念、基本方針等を通じて今後の展望を示すもので、復興計画では、ビジョンの考え方を基本により具体的な計画を策定し、復興を実現していきます。

なお、当面の避難期を乗り越えるため、復興ビジョンと復興計画は共通部分もあります。

これまでのまちづくりの考え方の踏襲では、第4次長期総合計画に掲げたまちづくりを実現することは困難な状態になりましたが、「協働によるまちづくり」の観点、「なかよく みんな えがおで」の精神は引き継がれております。また復興計画は早期に策定してまいります。

次の14ページお開きください。復興の考え方ではありますが、従来の復旧、復興の考え方では十分な復興にはなりません。町民がどこに住むとするとしても、一人ひとりの暮らしを復旧・復興できるようにしていくことが問われております。

震災による甚大な被害と、すべてを奪った原発事故のつらさの中で、最優先に復興すべきものは、「一人ひとりの暮らしの再建」であります。先行きが不透明な現在、今後の先行きについて町民一人ひとりにさまざまな考えや想いがありますが、みんながともに乗り越えるためには、多様な考え方があることを理解し、尊重することが必要です。

それぞれの町民が安心して自らが今後を選ぶことができる環境、制度、前提をつくっていくことが必要で、共通して必要なことは、住む場所にかかわらず、一人ひとりの暮らしの再建が大前提、どんな選択をしても不利益にならないこと、自由な選択ができることが必要で、区域見直しや帰町の判断で不平等が生じない賠償の確保が必要であります。

17ページをお開き下さい。これからの未来を考える上で大切にしなければならないのは子供達のことです。アンケートで寄せてくれた願いや想いを、丁寧に受け止め、子供達の今と未来に責任を持った対応が求められます。

大人世代としての責務は、子供達の“今”を大切に、理不尽な苦しみを無くすこと。将来、子供や孫に「ここが自分の生まれた場所だよ」と胸を張って言える、ふるさとの再生であります。

18ページをお開きください。乗り越えるべき課題と災害への向き合い方ではありますが、原発事故による災害は非常に解決が困難で、避難先での多くの課題、ふるさとなみえでも多くの課題があります。乗り越えるためには必要なものセットで取り組まないと課題は解決

できません。

災害への向き合い方でも国全体の問題として考え、対応していくべき問題であります。被災地や被災者だけが苦しんでいる問題ではなく、国全体でわかちあい、真剣に取り組むことで解決が可能になります。

20ページをお開きください。事故責任者としての東京電力の責任と役割を明確にし、国策として原発を推進してきた国の責任も明確にしておくことが必要です。その上で、国、県、市町村がそれぞれの役割を果たすことが必要であります。

なお、復興は行政だけの力では成し遂げられません。生活を取り戻すことができるのは、町民一人ひとりです。町民一人ひとりが主体的に関わっていくことが必要不可欠であります。過去の日本では江戸時代、天明の飢饉においても、二宮尊徳の御仕法によって地域の再建を成し遂げております。苦難を乗り越える意思がある限り、災害を乗り越えることは不可能ではありません。私達は復興をあきらめません。責任をもって次の世代に暮らしを、ふるさとをより良くして引き継いでいきます。

26ページから27ページまでの復興の理念と基本方針、さらに30ページから35ページまでの復興までの道筋は、今までの復興ビジョンの内容で説明したとおりとなっております。

38ページをお開き願いたいと思います。復興ビジョンに基づく復興計画での取り組みの方向性、主要な取り組みの工程でございます。

39ページからは短期ビジョンにおける主要な取り組みですが、1)「一人ひとりの暮らしの再建」に向けた取り組み。

①健康管理の強化と徹底では、全町民の放射線による健康被害の未然防止。健康不安の軽減で、健康管理、医療保障の法制化実現、健康管理手帳の作成など。

放射線に対する理解の向上では、全世帯に対する線量計の配布など。

避難生活に伴う健康悪化の防止では、メンタルケアの継続的な実施、充実など。

40ページお開きください。②損害対策の充実でございますが、被害実態に対応した賠償指針の実現で、実際の損害に見合う財物賠償の確保、これは再調達価格が基本であります。

賠償の平等性の確保では、戻れない町民が不利益にならない賠償の確保、戻る町民が戻った後に不利益にならない賠償の確保。

町民の賠償手続き負担の軽減は、集団訴訟に対する支援の実施、町が主体となった賠償手続きのサポート体制の充実など。

原発事故被災者支援の法制化。

③町外でのコミュニティづくり、住まいの改善では、総合的な町外コミュニティの整備、再び集まって暮らせる環境の確保でありして、町民の意向を踏まえた候補地域の選定、町外における魅力ある復興公営住宅街などの総合的なまちづくりの整備など。

仮設住宅での居住環境改善。

借上住宅や公営住宅での居住環境の改善。

42ページをお開きください。④事業再開や就労支援による働ける場の確保では、事業再開・事業継続の支援。仕事ができる環境づくり、就労支援。技能を生かす環境づくり。

⑤避難先自治体との連携の強化では、避難先自治体との行政サービスの連携、各種団体と連携した避難生活支援の実施。

⑥町民と町民・ふるさとをつなぐ“絆”の維持では、避難先における新たなコミュニティづくり。浪江町の行政区活動の促進・支援。町民のこころをつなぐ取組みの強化。伝統、文化等の継承、発展、触れる機会の創出。ふるさと浪江に接する機会の創出。

44ページ、⑦子どもたちを支える教育環境の充実では、子どもたちのこころの絆、支えの強化。町立小中学校の機能の強化。未来を拓く学習環境の充実。

45ページ、2)「ふるさとなみえの再生」に向けた取組みでございます。

①徹底した放射線管理と低線量地域等での先行除染実施では、モニタリングの詳細実施、放射線量マップの公表。国の除染計画・除染取組みに対する町民意向の反映。除染に対する課題の把握と国に対する実施要請。放射性廃棄物の適切な仮置き、処分。

46ページ、②低線量地域等におけるインフラの先行復旧・整備では、インフラの被害調査の実施・復旧計画の策定。広域的なインフラの整備・調整。まちづくり計画の策定・推進と住まい整備。津波被災地域の整備計画の策定などとなっております。

48ページですが、③ふるさと再生のための国家プロジェクトの推進では、戦略的な産業集積の誘導。災害対策研究都市構想の推進。

49ページからは、中期ビジョンにおける取組みとなっております。

1)「すべての町民の暮らしの再建」に向けた取組みでは、中期ビジョンにおきましては、短期ビジョンでの取り組みを継続、または拡大を図りまして、暮らしの再建を実現し、すべての町民が安定した生活を送れる環境を構築することを目標としております。

①町外コミュニティの充実、暮らしの安定では、町外コミュニティの充実。県外、県内各地での安定的な居住の支援。

50ページ、②町外での事業再開、就労支援では、町外での事業継続・事業再開の支援。就業・就労支援の強化。

51ページ、2)「ふるさとなみえの再生」に向けた取り組みでございしますが、①本格除染の拡大、山林除染の本格実施では、放射線管理の継続。本格除染の拡大。山林除染の本格実施。

52ページ、②インフラ・交通網の復旧・整備、津波被災地対策では、生活基盤の復旧整備。住まい・まちづくりの推進。広域交通網の整備・高規格化、公共交通の確保。津波被災地域の復旧・整備。

53ページ、③産業の復興では、農業の再建。漁業インフラの再生。

森林資源の活用・林業の再生。町内における事業再開と企業誘致。

54ページ、④町内における生活関連サービスの回復では、商店街の再開支援。医療、福祉等の再開支援。町内における公共施設の復旧・行政サービスの提供。

⑤ふるさとでの魅力ある教育環境の整備では、浪江町における新たな教育優遇制度の導入。

55ページですが、ここからは長期ビジョンにおける取り組みとなっております。

1)「すべての町民の暮らしの再建」に向けた取り組みですが、①すべての町民の暮らしの生活の安定では、居住地に関わらない、安定した行政サービスの展開。生涯にわたる町民と浪江町との絆の維持。

56ページ、2)「ふるさとなみえの再生」に向けた取り組みでは、①高度な医療・福祉環境の整備では、放射線不安の解消と医療体制の充実。福祉サービスの充実。

②教育支援の強化と高度な教育環境の整備では、浪江町における新たな教育優遇制度に基づく教育環境の充実。豊かな心を育む教育の充実。

③新たな雇用・観光の場の創出では、地域を支える雇用の実現では再生エネルギー関連企業の誘致。観光交流による地域振興。

④町全域における除染活動の実施では、森林除染の継続的な実施。線量のさらなる低減化と除染範囲のさらなる拡大。

次のページですが、⑤行政サービスの完全復旧と新たなまちづくりの推進では、行政サービスの再生・新たなまちづくりの推進。

⑥災害対策研究施設の誘致・建設と、他地域への貢献では、災害対策研究都市としてのまちづくりの実施は、国、県と連携し、災害対策研究施設の誘致、建設を進め、災害対応の先進地域として、様々な災害対策研究を実施いたします。

59ページからは参考資料でありまして、提言書が60ページ、復興

ビジョン策定のあゆみが62ページ、63ページが復興検討委員会と有識者会議の名簿となっております。

66ページをお開きください。最後ですが、将来のなみえを担う子どもたちへのメッセージであります。子供達からのアンケートを見せていただき、一人ひとりの想いにようやく触れることができ、困っていること、不安なこと、嬉しかったこと、悲しかったことなど、いろいろなお願いや想いが詰まっており、さまざまな想いを抱きながら、懸命に歩んできたことがわかりました。

一番のおどろきは、大人以上に「なみえが大好き」「なみえを大切に想っている」ことです。私達大人は、皆さんの想いに応えられるように復興へ向き合います。

皆さんが大切に思っているふるさとを、時間がかかったとしても、しっかり取り戻せるように。なみえっ子のみなさん、いつまでも浪江を大好きでいてください。

浪江に生まれて良かった、みなさんが心からそう想える日がいつか来ることを願い、私達は明日に向かって踏み出していきます。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第10、議案第36号 浪江町監査委員条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第36号 浪江町監査委員条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、地方自治法の改正に伴い、浪江町監査委員条例で運用している規定について改正を行うものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第11、議案第37号 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第37号 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、全世帯へ配布する線量計7,710台の購入費用として2億4,749万1,000円を増額補正するものであります。

財源につきましては、帰還住民放射能対策機器整備事業補助金2億1,513万円、浪江町復旧・復興基金繰入金3,236万1,000円となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。
質疑は後ほど行います。

○議長（吉田数博君） ここで委員会審議のため暫時休議いたします。
(午前 9時51分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前10時40分)

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求め
ることについて（双葉北地区心身障害児就学指導審議会共同設置規
約の一部改正について）、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（双
葉北地区心身障害児就学指導審議会共同設置規約の一部改正につい
て）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求め
ることについて（双葉地区学校結核対策委員会共同設置規約の一部
改正について）、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（双葉地区学校結核対策委員会共同設置規約の一部改正について）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町一般会計補正予算（第9号））、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町一般会計補正予算（第9号））を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって承認第3号は原案のとおり承認されました。

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 質疑に入る前に、提案者をお願いをしておきますけれども、こういう事態であるという状況は質疑をする前に、町長に要望しておきます。こういう事態であるということは理解をしますけれども、議案の提出がけさということで、正直、議案調査をする時間は全くありませんでした。執行者側も、多忙だとは思いま

すけれども、議会としてのチェック機能を果たすためにも敢えて言いますけれども、最低限の条件は保障していただきたいということをまず要望しておきます。

その上で、税条例に関する問題について質疑をさせていただきますが、正直、税務課長から資料説明もありましたが、ちょっと勉強不足の質問になるかもしれませんけれども、そこをお酌み取りの上、お答えいただきたいと思います。

一つは第何条に関わることでしたか、評価替えによる負担調整の問題での条例改正の説明がありました。これが平成26年まで延長されるという議案説明であったというふうに私は受け止めたわけでありまして、今回の原発事故による固定資産の評価について、税法上、どういう措置をおとりになられたのか。原発被災による固定資産の価格の下落は、過般新聞でも報道されたとおりであります。その上で、評価替えによる負担調整率を延長するというものの条例改正だという説明はありましたけれども、評価替えそのものがどういうふうに行われたのかということについてお尋ねいたします。

第2点は、9ページでありますけれども、第22条2項、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による災害において、居住用の資産が住居として利用できなくなったと。そういう「所得割のある納税義務者においては、当該滅失をした土地または当該土地の存する権利の譲渡」云々というふうが続いてますけれども、一つは、原発災害等による資産の滅失という評価と判断はどのように行われるのかと。

それから、中段に書いてある当該土地の上に存する権利、素人的に解釈をすれば、文字通り居住用資産、建物というふうにも考えられますし、借家であれば居住権、土地の上に存する権利だから借地権等についても該当になるという中身だと思いますけれども、正直、議案調査ができておりませんので、踏み込んで質問することはできません。ここに書いてある言葉上の問題について、今お尋ねしたことについてお答えをいただきたい。

そしてこの22条の2項については、一番下に、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3、条文がずっと続きますけれども、その規定を適用するために改正するということですのでけれども、とてもとても隣に關係条文を置いて調査できていけませんので、再度何が適用されるのかということについて、わかるようにお答えいただきたい。

質問の意図は、今回のこの条例改正において、住民の立場でどういふ利害があるのかと。もっと端的に言えば、賛成すべき条例改正

案なのか、異を唱えるべき条例改正案なのか。正直判断がつきません。大変お恥ずかしい話です。これは普段勉強していればこんなこと言うのは恥ずかしいと言われるかもしれませんが、残念ながら、けさこの議案が上程されたということもお酌み取りの上、私の質問にわかるようにお答えいただきたい。

○議長（吉田数博君） 町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） 質問にお答えをいたします。第1点の固定資産税の評価替えに関する関係でございますが、今年度の固定資産税につきましては、3年に一度の評価替えによって負担調整を決めていくということになっておりますが、平成23年度をもちまして、3年間の負担調整の率が終わりました、新たに平成24年から平成26年度まで3年間また新たに発生いたします。その中におきまして、従前の土地にかかる負担調整の措置等を計上することとなりますけれども、住宅用にかかる据置措置は、不公平是正の観点から今回廃止するというので、この負担調整については平成24年から平成26年までについては、従前の負担調整を継続するというので今回の改正でございます。

ちなみに、浪江町の評価替えそのものについては平成24年度はどうなんだということでございますけれども、これは昨年も申し上げましたとおり、浪江町につきましては、原発事故の警戒区域及び計画的避難区域という中におかれまして、現在、固定資産税については課税免除という措置がとられております。ご存じのとおり課税免除といいますのは、額が決定されていない。額が決定されれば課税免除ではなくて減免という扱いになりますけれども、課税免除ということで平成24年度につきましても固定資産税の額は決定されないということで、現在は浪江町につきましては、平成22年度の評価額が継続しているという状況でございます。

第2点の改正の内容につきましては端的に申し上げますと、マイホーム及び敷地を平成23年12月31日までに売却し、新たにマイホーム及び敷地を購入した場合、旧居宅等の譲渡による損失、これは東日本大震災によって、土地とか家屋が損害を相当受けた。その際に、新たな土地を求めて住宅取得する場合に、その時点で損失が発生する場合、その場合につきましては本来であれば譲渡損失という部分で、給与所得及び事業所得など他の所得から控除することができます。これが従前であれば3年間だったという部分を、今回はこういった状況の中で、3年間を7年間に継続して延長する改正でございます。

また、先ほど申しました居住権につきましては、あくまでも所有

者に関わる部分の改正でありまして、居住権につきましてはかかっておりませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 了解したのと再質問、評価替えの件でありますけれども、再確認したいと思います。固定資産に関わる評価替えについては、かかる事態なので3年間延長されると。さらに、3.11の被災で、固定資産税の課税は免除されていると同時に、免除されているということは、固定資産の評価価格が決定されていないと。したがって課税免除だという扱いになるというのが第1点です。

第2点については、いわゆる居住の資産の買い換えによる損失が発生した場合、譲渡損失の取り扱いについては3年間を7年に延長されるという改正だと。したがって反対する理由はないということですね。確認。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） そのとおりでございます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって承認第4号は原案のとおり承認されました。

◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第8、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって承認第5号は原案のとおり承認されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第9、議案第35号 浪江町復興ビジョンの策定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 昨年からは有識者あるいは町民代表を招いての復興ビジョンの検討、町長はじめ事務局の方々、本当にご苦労さまでした。きょう議決案件として上程されたわけでありましてけれども、私は今回の復興ビジョンを見て、大変立派な中身になっていると。特に先ほど議案の説明がありましたけれども、浪江町民がどこにいても、浪江町民として支援すると。別な言い方をすればまさに住民主人公の立場で復興復旧すると。その姿勢が今回のビジョンに反映されていると。

第2点は、今回の事故に対するそもそもの問題と責任は国と、東電にあるということを確認しているという点でも、担当常任委員会で白河に行って被災町民との懇談会に参加してきましたけれども、やはり国策としての原発の事故に対しては、大変な意味合いを持っているということでございます。町民の怒りや苦しみに正面から答えていくということがこのビジョンに反映されている。

第3点としては、やっぱり脱原発として新たなエネルギーの拠点基地として浪江がその先頭を走ると。発信基地になると、そういう強い決意を示されたビジョンにもなっているという点でご苦労に感謝すると同時に、その内容において評価を惜しまないものであります。

その上で質疑をさせていただきますが、11ページのところに災害の概要が書かれております。時系列的な浪江町の対応と原発事故の流れについて、簡潔に整理されております。これはこのとおりだと思いますが、私は出だしの問題として、3月11日に町長を本部長とする浪江町災害対策本部が立ち上げられたということは、きちんと

入れておく必要があるのではないかと考えております。入れるべきだと私は考えております。その点について、町長はどのようなふうにお考えなのかお答えいただきたい。

それから、13ページでありますけれども、復興ビジョンの位置付けと復興計画の移行についてという流れの③であります。この図にもありますように、あるいは書き出しにもありますように、第4次長期総合計画に掲げたまちづくりも実現することが困難だと書いてありますけれども、図解の部分で第4次長期総合計画の考え方、その精神は踏襲して、今回の復興ビジョン、あるいは今後の復興計画にも反映されると。こういう町場の認識になっていると理解しております。

そこでなんですけれども、先ほど全体の評価の中で、脱原発ということを確認にうたっていると申し上げましたけれども、この13ページの第4次長期総合計画の考え方を踏襲するということになれば、復興ビジョンに掲げた脱原発の理念、あるいは今後進もうとしている浪江町の基本方針と両立しないのではないかと。したがって、第4次長期総合計画には、あるいはその構想には浪江・小高原発の立地推進という立場で町の方針が示されております。したがって第4次長期総合計画との関係で、このところを見直しておく必要があるのではないかと。長期総合計画の見直しについてどのような見解をお持ちなのか、お尋ねいたします。

それから、町民との絆、それから復興ビジョンに基づく復興計画の取り組み、38ページ以降、短期、中期、長期で書かれてありますけれども、今回の議会で開催した懇談会の中でも、仏さんをおさめる場所がないということで、もちろん再建整備に対する強い要望が出されました。あるいはある新聞等でも連載報道されておりますけれども、「生きていても帰れない。」「死んでもふるさとに帰れない。」という悲しい思いをしているという報道がありましたけれども、そういう思いに答えるためにも、このビジョンの中で墓地の再建整備というものをに入れておく必要があるのではないかと。その取り扱いについてどのようなふうにお考えなのかお尋ねします。

最後になりますけれども、浪江町としてはまだ正式に国のほうから区域再編の提示はされていないと思っております。しかし、区域再編の問題は、現実の問題として提起されてくると。このことについてどう対処するかということについても、町の基本的な考え方を整理しておく必要があるのではないかと。私としては、どこに入れるかということではなくて、「全町民の問題であり、住民の意向を大切に取

り組む。」という立場を入れておく必要があるのではないか。敢えていうならば、今、町民はそのことによって大変混乱をしているということも町長は十分ご理解だと思えます。基本的な立場を明確にしておけば、混乱を収れんできると思えますので、そのことも必要ではないかと思えます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それではお答えを申し上げます。

11ページの内容の中に、災害本部立ち上げを入れておくべきではないかということについてでございますが、確かに昨年3月11日に災害発生と同時に、町の災害対策本部を立ち上げたところでございます。11ページの災害概要なんですが、主だった経緯、経過のみを掲載したところでございまして、災害対策本部の移転については掲載しておりますが、そもそもの設置の記載がないところでありますが、本町から役場機能の移転を余儀なくされたことについては、3月12日13時の浪江町津島支所への災害対策本部移転を決定と、3月15日の同日中に二本松市内に避難所開設、同市東和地域災害対策本部を設置と記載、整理をさせていただいたところでございます。

続きまして、第4次長期総合計画との整合性の関係でございますが、ご指摘のとおりと考えているところでございます。ただ、いまだ災害中ではございまして、このような状態の中では長期総合計画に基づいた施策の推進はできないところであります。それに代わるものとして復興ビジョンを策定したものでありまして、さらにその具現化を図る復興計画を優先して策定するものでございます。

第4次長期総合計画の見直しにつきましては、今後の状況の進展等も不透明なこともございますので、当面、復興ビジョン、復興計画を優先して対応してまいりたいと考えておりますが、今後の手続等につきましては、議会等と相談しながら見直しを含めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして墓地の再建整備でございますが、この話につきましては、町民の懇談会等でも何回か出たことがございまして、町としても復興に向けての最重要課題であるというような認識はしているところでございます。

ただ、具体的な記載につきましては、今後策定いたします復興計画の中での墓地の再建について、しっかりと検討してまいりたいと考えているところでございます。

区域の再編ということで、全町民の問題、住民の意向を大切に取り組むということについてでございますが、今回の復興ビジョンにつきましては、第4次長期計画の精神、考え方でありまして、協働に

よるまちづくりの観点というものを踏襲するとしておりまして、町民の意向を大切にしていくこととしております。

さらに、その4ページのほうに、復興ビジョンの基本的な考え方がございます。「復興すべきものの中で、最優先に復興すべきものは一人ひとりの暮らしの再建」であり、人それぞれにさまざまな思いや描く将来像がありまして、一方的な押しつけではなく、それぞれの考えを尊重していくことが必要であるとしております。

さらに21ページの町の役割分担の中でも「町民による町民のための自治体」ということで、町民の声を丁寧に受け止めながら、協働のまちづくりの観点でということ課題解決になっておりまして、このように本ビジョンそのものは、町民の意向を踏まえて作成したものと考えております。

なお、ご指摘の避難区域の再編の文言なんですけど、そこにつきましては、先ほどの墓地と同じく復興計画の中で町民に十分配慮した計画の中で進めていきたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 3月11日に災害対策本部を立ち上げたということが抜けているということについては、ご理解いただいたと思います。

ただ、私はやっぱり原子力災害に対する、あるいは東日本大震災に対する町の対応の出発点としてここに入れておくべきだと考えているわけですが、災害対策本部については東和に移したということの3月15日の経過の中に入っているんで、あるいは3月12日に津島支所に本部を移したということも書いてあるので、敢えて出発のところに入れなくてもいいという答えだったと思います。

これ以上、このことでやりとりするつもりはありませんけれども、このことも含めて、これは復興ビジョンということでもありますけれども、復興ビジョンの災害の出発点として行政の対応はどうだったのかということ踏まえれば、入れておくべきだと考えるというのが一つ。

あとは、やっぱり2万1,000人が塗炭の苦しみを味わってきたし、味わっているわけなので、記憶が薄れないうちに災害記録史なるものを町として急いで準備する必要があると。だから、精神的な部分を担保するものとして、あるいはこの災害を後世に残すものとしてそういう準備もしておくべきではないかと思いますが、どういってお考えなのかお答えください。

それから、第4次長期総合計画との整合性、その見直しについて

ですけれども、いろいろいわれましたけれども、議会とも協議をして見直しを検討するというお答えだったと思います。町長も明確に浪江町の復旧復興の基本理念として脱原発を掲げておられます。長期総合計画の原発の立地推進というものについては見直しというご認識だと思いますけれども、そのところを確認をさせてください。

それから、墓地の問題と区域再編については復興計画のほうに入れていきたいということですから、了解いたしました。

○議長（吉田数博君） 答弁、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは、まず11ページなのですが、要するに計画の策定の中に入れるということ。そして記録史の準備をする必要があるということですが、当然のこととして、記録史については詳細な震災の経過ということで残す必要があると考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 第4次長期総合計画との整合性の問題ですけれども、今回の復興ビジョンでは脱原発、それから自然再生可能エネルギーで地域づくりをするということをはっきり明記しております。

したがって、長期総合計画、平成26年度に終了するという形にはなっていますけれども、やはりこれとの整合性が取れなくなりますので、今後復興ビジョンに基づいた考え方で見直しをしていくということで、これいろいろ文言の修正とか出てきますので、どれだけかかるかわかりませんが、それを精査しながら近い議会に提案できればと考えております。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午前11時17分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午前11時17分）

○議長（吉田数博君） 質疑を続けます。他に質疑ありませんか。
5番。

○5番（若月芳則君） この復興ビジョン、議会に今回、今審議をしているわけです。私も、議会でこれを承認するということは、このビジョンの履行をしていく上で、まさに行政当局と同じ双肩にその責任を負うことになるという自覚で質問をさせていただきます。

私は、この復興ビジョンは、非常に全体像を網羅しております。

細かいところをいけばいろいろありますけれども、将来の浪江町の町民の行く末を考えて作られているということで、内容的には評価をするものであります。

ただ、1点だけ確認のため質問いたしますが、今ほどの馬場議員の質問にもありましたように、第4次長期総合計画だって文言の修正ということが求められて来るわけでありまして。

まして、このビジョンが今後の議会で承認されるわけでありまして、それ以降、これから現実の復興計画案、それから個々の実行計画。ここにあるように、それが進められていくわけです。

しかし、昨日、一昨日と町民との懇談会ずっとやっておりますけれども、町民の意向はまた違うところにある部分もあるわけで、この復興ビジョンは中長期的な計画が並べられているわけです。でも、多くの高齢者を中心として今の避難している町民を考えてビジョンを作ってくれないか。一方で子育ての親御さんからは、議員の皆さんには子育てをやっている年代の人がいないからなんていう話も出てくるわけです。各階、各層の人達からいろんなご意見を伺っております。

質問に入りますが、今から状況、国の方針、原発だって私達は収束しているのとらえておりません。これからどんなことが起きるかもわかりません。いろんな状況の変化に臨機応変といいますか対応して、実行対策を進めて、町民の思いを一つでも一つでも進めていくという考え方で進めていくときに、この復興ビジョンがまたこれはこれで重要でありますから、灯台でいえば、我々荒波を漂っている漁船でありますから、灯台の光はこれは大きな方向付けでありますから、これは評価しますけれども、いろんな状況の変化にどう対応していくのか。その辺の町長の認識をただしておきたいと思いません。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。

今の状況の変化に対する対応です。これは非常に難しい状況になる場合もあります。本当に今まで私ども区域の見直し、あるいは中間貯蔵施設の設置について、政府のほうからボールを投げられています。しかし、ボールは投げられっぱなしで、私どもの考えていること。議論の前提になるのはやっぱり賠償の問題であり、あるいは除染の問題であり、インフラ復旧の問題であります。そして生活支援、再建を政府としてどうするんだということを出してこない、我々被災者が考えていることが出せないんです。そういう状況の中で今模索しているわけでありましてけれども、是非、ビジョンのいわ

ゆる大筋に基づいた中での点を具体的に復興計画に表していきますけれども、計画をする場合には、状況の変化に応じた柔軟性を持った計画も必要だろうと言うことでの的確に計画をつくったとしても、情勢が変化すれば、それが的確に直せるように、計画に出していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） 私も今の町長の考え方を理解できます。まさにそういう意味で勇猛果敢に進めていただきたいと思います。やはり議会として今回この議案に対して、賛成でこれを示すということになれば、まさにその双肩に責任を負うこととなりますので、我々も努力をしてまいりますけれども、執行者側も一つ、その辺の意志をとらえて、一緒に頑張りましょうという言葉で質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第35号 浪江町復興ビジョンの策定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第10、議案第36号 浪江町監査委員条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第36号 浪江町監査委員条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第11、議案第37号 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第1号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 各戸1台の線量計配布については、町民が心待ちにしております。議会の対応としては、前段の臨時議会、契約関係の実際あったわけでありませけれども、今回改めて補正計上されました。そこで1点だけ。この線量計の配布は、予定としていつ頃になるのかお尋ねしておきます。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） この議会で議決いただきまして、速やかにその入札について、事務執行してまいりたいと考えております。

したがいまして、5月末ぐらいを目途に今現在考えている状況でございます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第37号 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって議案第37号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、平成24年第3回浪江町議会臨時会を閉会いたします。

(午前11時28分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成24年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署名議員 鈴 木 辰 行

署名議員 佐 藤 文 子

署名議員 紺 野 榮 重